

不確実性が遺産動機と貯蓄にどのような影響があるかを、重複世代モデル (OG モデル) によって調べたものである。遺産を残す人の死亡時期不確実性が高まることによって、遺産受領者の貯蓄率の低下を引き延ばす方向に働くことを明らかにした。換言すれば、貯蓄率の上昇効果を持つものと理解できる。死亡時期の不確実性が本人の貯蓄率を高めることは既に周知の事実であるが、子供の貯蓄率にまで影響を与えることを調べていることは興味深い。少なくとも理論的には面白い発展が本論文によってなされている。

しかし、評者にはこの不確実性が本当に重要なのかどうか、多少疑問と映る。というのは、子供は親の死亡時期まで考慮に入れて貯蓄額を決定しているのだろうか、という問いである。確かに子供にとって、予想される遺産の存在は貯蓄に影響があるだろうといえるが、親の死亡時期の不確定要因まで視野に入っていないのではないのか。特に多額の遺産受領が予想される子

供にとっては、親の死亡時期不確実性は大切かもしれないが、一般の人ないし遺産受領の期待できない人(むしろこの人達の数が圧倒的に多い)にとってはさほど影響力のない要因といえる。従って、マクロ経済の貯蓄への影響についてそのことがいえる。

このことは James Poterba のコメントにも暗示的に示されていると理解できる。Poterba は Weil の考慮した不確実性に加えて、5つの不確実性が重要であるとコメントしているのである。直接には Weil による親の死亡時期不確実性はさして重要ではないと述べていないが、間接的にそのことを言っているように評者には映る。

本書全体を最初から最後まで読む必要はさほどないが、個々の論文には質が高く、しかも興味深いものも多いので、読者の関心に応じて個々の論文を読む価値はある、というのが評者の読後感である。

(たちばなき・としあき 京都大学教授)

クリストファー・ピアソン著/田中 浩・神谷直樹訳

『曲がり角にきた福祉国家』

(未来社、1996 年)

伊 藤 周 平

I. 1970 年代後半からの経済成長の停滞とそれに伴う長期的な不況を背景として、多くの先進諸国では、従来の福祉国家体制に対する批判が噴出し、いわゆる「福祉国家の危機」が語られることとなった。こうした「福祉国家の危機」をめぐる議論自体は、1980 年代半ばには鎮静化するが、少なくとも「福祉国家の危機」が語られるようになってから、福祉国家体制やその発展の方向に関して存在していたコンセンサスが崩れ、福祉国家をめぐる理論的状況も福祉国家を擁護する議論に代わって、福祉国家への批判論が優勢となってきたことは確かである。もっとも、福祉国家への理論的な批判にもいくつかの潮流がみられ、「福祉国家の危機」の時期の福祉国家批判の中心をなしていたのが、ニュー・ライトやネオ・マルクス主義といった伝統的な左右両派の立場からのものであったのに対して、近年では、いわゆる「新しい社会運動」の影響を受け、フェミニズムや反人種差別主義 (アンチ・レイ

シズム)、環境保護主義 (グリーンニズム) などの立場からの福祉国家批判が活発化している。その結果、福祉国家論の内容は多様化し、福祉国家への理論的批判の内容も多面的なものとなっている。

ヨーロッパ諸国では、経済成長の停滞は 1990 年代に入っても続き、特に先進的な福祉国家体制のもとで良好な経済パフォーマンスを維持してきたスウェーデンなどでも急速に経済状況が悪化し、失業率が増大している。これに人口高齢化、EU 統合という政治的、社会経済的な課題が重なり、福祉国家は「これまでになくはげしい政治的論争の渦中」(本訳書、15 頁、以下、頁数は本訳書の頁を示す) に引きずり込まれている。まさに、福祉国家体制は新たな再編を迫られているのである。同時に、福祉国家の研究領域も貧困や福祉供給の問題といった個別的、実践的な課題にとりくんできた従来の地味な研究の枠を越え、政治学者、経済学者、社会学者、歴史学者など多くの社会学者が

参入して、最も活発な議論が展開されている領域のひとつになっている。

一方、日本では、マクロな福祉国家論が十分な展開をみせず、ヨーロッパ諸国に比べて福祉国家研究は大幅に立ち遅れてきた¹⁾。確かに、1980年代半ば以降、福祉国家の比較研究が日本でも学際的な社会科学の研究テーマとして認識されるようになり、近年でも、福祉国家の比較研究に関しては幾つかの成果が出ている。しかし、「福祉国家の危機」以降の理論的議論を整理、分析し、その成果を日本の福祉国家政策の検討に生かそうという研究は、ほとんどなされてこなかったといつてよい。フェミニズムや反人種差別主義、環境保護主義の立場からの福祉国家批判に至っては、まともな紹介すらなされていないのが現状である²⁾。そのことが、後にみるように、受益者負担の名のもと、日本の福祉国家政策のなし崩し的な選別主義的再編を許してきたひとつの大きな原因とも考えられる。

こうした状況の中で、本訳書が出版された意義は大きい。本書の筆者クリストファー・ピアソン自身が、現在、スターリング大学の政治学リーダーの職にある政治学者であり、ヨーロッパでの福祉国家研究の理論的、実証的な広がり我代表している論者といえる。本書は、福祉国家発展の歴史的ダイナミズム、福祉国家の現状とその課題をこれまでの福祉国家研究の成果を踏まえながら、マクロな視点から幅広く包括的に検討しており、すでに、海外の学界でも高い評価を受けている。現在までの福祉国家研究の主要な論点は、ほばもれなく整理はされており、マクロな福祉国家論の立ち遅れが日立つ日本の福祉国家研究にとっては、まさに恰好の入門書が紹介されたといえる。本書は、序論と結論を含めて、全部で8章から構成されている。本稿では、序章から順に本書の構成に沿って、その内容を紹介、要約し、本書が提示している福祉国家の課題、特に日本における今後の課題を展望することとしたい。

Ⅱ. 序論では、先進資本主義社会が「福祉国家〔の限界〕を乗り越えるような社会的・政治的体制へとみずからを移行させる再編過程の途上にある」(17-18頁)という主張が支持を得ているとされ、その代表的な主張が7つの命題にまとめられている。筆者が本書で検討するテーマがここで確定され、全体の構成が示されている。

第1章から第3章までは、福祉国家、社会民主主義、先進資本主義の構造という3者関係の視点から、福祉国家に対する主要な理論的アプローチが検討されている。第1章ではまず冒頭で、当初は福祉国家と資本主義は、そもそも本来的に両立しないものとして捉えられていたと指摘され、そうした見解の代表的なものとして、アダム・スミスに代表される古典派経済学とマルクスの資本主義批判が採り上げられ、その主張の要点が簡潔にまとめられている。しかし、20世紀に入ると、国家による福祉供給は、資本主義経済と矛盾するどころか、資本主義経済にとって不可欠でさえあるという見解がしだいに有力となり、福祉国家と資本主義が共生の関係にあるという主張が「支配的な定説の位置」(33頁)を占めるに至ったとされている。

そして、福祉国家と資本主義の共生関係を前提としながら、福祉国家の生成、発展において何が最も重要な要因であったかに関する3つの主要な主張、すなわち、産業主義理論、近代化理論、社会民主主義理論が考察されている。このうち、産業主義理論は、福祉国家を工業化や都市化といった「産業化の過程で生みだされた新しい必要と新しい富の産物」(40頁)という主張を核心とする理論で、P. カットライトやH. ウィレンスキーをその代表的論者とする。しかし、産業主義理論は、産業化に伴って生じた新しい社会的ニーズが具体的な福祉国家体制の中に制度化されていく政治的、歴史的条件を無視しており、福祉国家の多様な発展を説明できないという重大な欠点をもっていた。

これに対して、近代化理論は、産業主義のテーゼに普通選挙権の確立による大衆民主主義の興隆という政治的な視点を加えて、福祉国家の発展を考察するアプローチで、福祉国家を「産業化という状況において、完全な市民権の獲得を目的として成功した、政治的組織の産物」(52頁)と捉える点に特徴がある。福祉国家の発展を市民権の拡大、もしくは普遍化の歴史の一部とみるT. H. マーシャルがその代表的論者といえる。しかし、この近代化理論も、マーシャルの市民権理論自体がそうであるように、福祉国家や市民権の拡大についての単線的発展モデルに依拠しているという問題が指摘されている³⁾。

近代化理論が提起した政治的な視点は、社会民主主義理論によって発展させられた。社会民主主義理論の特徴は、福祉国家を「産業的・政治的動員の産物」と捉え、福祉国家化を通じた「資本主義の漸進的な変

革」が平和的に可能であるとする点にある(60頁)。しかし、経済の社会化や計画化といった社会主義的な政策には膨大なコストと大きな抵抗が予想され、それらの政策を自由主義的な議会制度の枠組みを破壊せずに実現することにはかなり困難を伴っていた。こうした社会民主主義のジレンマを解決する手段として注目されたのが、経済学者J. ケインズの理論であった。ケインズの理論は、金利や貨幣供給といったマクロ経済の主要な変数を政府が操作することによって、市場システムを管理することが可能というもので、議会制民主主義を通じた社会主義の実現をめざす社会民主主義者にとって、強制的な経済の社会化や計画化などの冒険を侵すことなく、社会主義的な戦略を追求していくことが可能であるかのようにみえたため、広く受け入れられ、政策的にも実践されていった。かくして、資本主義的な経済形態を残しながら、国家介入によって市場システムを制御していくという混合経済の考え方が定着し、いわゆる「ケインズ主義的福祉国家」が戦後の社会民主主義の戦略の中心的位置を占めるに至ったと筆者はみている。また、1980年代に、G. エスピーング・アンデルセンやW. コルピイらによって展開された「権力資源」モデルも、福祉国家を労働者階級の組織的な政治運動の成果とみる点において、こうした社会民主主義理論の延長線上にある。このモデルでは、スウェーデンなどの最も成功した社会民主主義的福祉国家の特徴として、強力な労働運動の存在、社会民主党の伸張と長期政権の維持、弱体な保守政党、持続的な経済成長などが挙げられている。しかし、筆者は、社会民主主義理論や「権力資源」モデルが、労働者間の利害の同質性を前提にしていること、社会民主主義政党以外の政党、特に保守政党が福祉国家化の推進に果たした役割についての考察が不十分であることなどの理由から、現在では説得力を失ってきていると指摘している。

Ⅲ. 第2章「政治経済学と福祉国家」では、以上のようなケインズ主義的福祉国家とそれを支えてきた社会民主主義の理論に対する左右両派からの理論的批判が検討されている。

まず、福祉国家に対して最も強力で、政治的にも影響力のある批判を展開したのは、ニュー・ライト(The New Right)と呼ばれる論者である。筆者は、ハリエクやフリードマンの議論を概観した上で、ニュ

ー・ライトの福祉国家批判の論点を、福祉国家は非経済的、非生産的、非効率的、専制的で、個人の自由の否定であるという5つにまとめている(96-98頁)。こうしたニュー・ライトの福祉国家批判の思想は、1980年代のサッチャリズムやレーガニズムの中で具体化され、実際の政策として展開された。それは、福祉国家が投資意欲や勤労意欲を損ない、貧困層の依存を高めるという前提のもと(後に筆者が指摘しているように、こうした前提には根拠がないのだが)、公費の削減と福祉サービスの民営化を積極的におしすすめるものであったり。また、筆者は、ニュー・ライトの福祉国家批判が自由主義的代表民主主義の批判と結びついている点にも特徴があるとし、政党間で投票を競いあう民主主義的な利益政治や肥大化した官僚制のもとでは、政府は常に過剰な要求にさらされ、無責任的な支出を増大させ、過剰負担の状況に追い込まれると主張する「公共選択学派」の理論にも考察を加えている。

次に、ネオ・マルクス主義の立場からの福祉国家批判が検討されている。1960年代ごろから、多くのマルクス主義者が教条主義的な議論を脱し、福祉国家の議論へ参入してくるが、その契機となったのは、R. ミリバンドとN. ブーランツァスの論争であり、「国家論のルネサンス」と呼ばれるマルクス主義国家論の新たな展開であった。その過程で、国家を資本家階級による階級支配の道具と考える従来 of 古典的なマルクス主義の国家論は修正され、国家は資本家階級に対して相対的な自律性をもっており、単一の目的を追求するほど一枚岩的ではないという見解が有力になっていった。筆者によれば、こうしたネオ・マルクス主義の立場からの福祉国家批判の要点は、福祉国家が先進資本主義国家に特有の形態であり、資本蓄積が持続できる環境を長期にわたり、保障する役割を担っているという点にあるとされる(107頁)。そして、資本主義国家は、資本蓄積と国家の正統性の確保という2つの要請を果たすために、必然的、慢性的に財政危機に陥らざるをえないとする議論(J. オコンナー)、現在の資本主義が「組織的資本主義(organized capitalism)」から「脱組織的資本主義(disorganized capitalism)」への変化の中にあり、その結果、労働戦線の分裂、国家への信頼の衰退、中間階級の福祉国家からの離反などが生じ、福祉国家が構造的な衰退に直面していると主張する議論(C. オッフエ、ラッシュとアーリー、B. ジェソップ)などの代表的なネオ・マルクス主義者の

議論が詳しく考察されている。以上のように、福祉国家と資本主義は両立せず、根本的に矛盾するものと捉える点では、ネオ・マルクス主義者は、その政治的立場の決定的な相違にもかかわらず、ニュー・ライトと共通している。両者の相違は、前者が資本主義の矛盾にその原因を求めているのに対して、後者が民主主義と国家福祉にその原因を求めている点にあるといえる。

続く第3章は「新しい社会運動と福祉国家」と題して、1980年代ごろから活発化した、いわゆる「新しい社会運動」の影響を受けたフェミニズムや反人種差別主義、環境保護主義の立場からの福祉国家批判が検討されている。

まず、フェミニストの福祉国家批判の特徴は、福祉国家が女性の犠牲において、資本と男性の利益を確保する、先進資本主義国に特徴的な国家形態であり、公式経済統計にあらわれない諸制度や公的供給以外の諸制度に大きく依存し、女性は、そうした制度をとおして無償もしくは低賃金で福祉サービスを提供させられているとみる点にある(139頁)。つまり、フェミニストは、福祉国家そのものが性差別や家父長制的構造を内在しており、福祉国家プログラムや政策が、それを補強、固定化する役割を果たしていると批判しているのである。例えば、フェミニストの分析によれば、多くの国の所得保障制度は、戦後のイギリス福祉国家の青写真になったとされるベヴァリッジ・プランがそうであったように、男性を扶養者、女性を被扶養者と位置づける家族モデルを前提に構築されてきた。そのため、このモデルからの逸脱の程度の大きい人ほど、制度上不利に取り扱われるという現象が生じてきている。特に、離婚した子供をかかえている女性やひとりぐらしの高齢女性にとっては、こうした前提のもとで組み立てられた福祉国家プログラムは、生活保障の制度としては大きな限界を有しており、公的サービスが不十分な場合には、貧困に陥る可能性の高いことが指摘されている。いわゆる「貧困の女性化(feminization of poverty)」と呼ばれる現象であるが、特定の家族モデルを前提とした福祉国家プログラムは、こうした「貧困の女性化」現象を解消するどころか、ますます増大させているといえる⁵⁾。

次に、反人種差別主義の立場からの福祉国家批判の特徴は、福祉国家が民族的少数派の犠牲のうえに、資本家と白人(とくに男性)の利益を保障するという、

先進資本主義国家に特徴的な性質をもっている点にある(158頁)。具体的には、福祉国家は、その生成の当初から国民国家を前提としており、国民国家の領域内に住みながら、国籍を有していない民族的少数派を福祉国家サービスや給付の対象から排除していること、福祉国家プログラムや政策が、そうした人種差別を解消するどころか、それを固定化、補強し、民族的少数派の不利益を再生産しているという批判が加えられている⁶⁾。特に、後者の批判は、フェミニストの議論と類似しており、筆者は、こうした反人種差別主義者の福祉国家批判とフェミニストのそれとのいくつかの重要な類似点を確認した上で、民族的少数派の女性が福祉国家のもとで二重の抑圧をこうむっていることを実証的に分析している。

第3に、環境保護主義の立場からの福祉国家批判が検討されている。環境保護主義者の福祉国家批判の要点は、福祉国家を産業資本主義国家に特有な形態とみなし、それがとどまることをしらない経済成長の論理と官僚主義的な形態によって損なわれているとする点にある(184頁)。具体的には、福祉国家が経済成長を前提とする産業主義の論理に組み込まれていること、福祉国家は現代社会のテクノクラシーの優位を最も典型的に体现していること、福祉国家は、それが労働者階級の組織化と運動に対応して出現したものであったとしても、本来企業などが負担すべき社会的費用を国民全体に負担させる手段になっていること、福祉国家は、市場が供給できる財やサービスによって対応可能な個人的問題や個人的ニーズをあたかも集合的ニーズのようにみなして専門主義的に対応していることなどの批判が加えられている。つまり、福祉国家は本来的に非民主的で、官僚主義的、抑圧的なものとして弾劾されており、この点では、ニュー・ライトやネオ・マルクス主義の論者と共通する面がある。こうしたさまざまな立場からの福祉国家批判に関しては、再度、第6章と終章で採り上げられ、筆者の総括と評価が加えられている。

IV. 以上の考察を踏まえた上で、続く第4章と第5章では、福祉国家群の発展と危機の状況が国際的な比較の観点から実証的に分析されている。

第4章「福祉国家の起源と発展」では、1970年代半ばまでの欧米諸国の福祉国家の発展過程が国際比較の観点から検討されている。まず、筆者は、福祉国家

の起源を①社会保険の最初の導入、②市民権の拡大と公共福祉の脱救貧化、③社会費の増大という基準から考察し、それが1870年代にまで遡ることを指摘した上で、1880年代から1914年までを「福祉国家の誕生」の時期、1920年代から1975年までを「福祉国家の成長（発展）期」に区分している。この福祉国家の発展期は、1918年から1940年までの「『統合』と発展」の時期、1945年から1975年までの「福祉国家の『黄金時代』」に時期区分され、さらに、後者が1945年から1950年までの「復興期」、1950年から1960年までの「相対的停滞期」、1960年から1975年までの「大拡張期」とに分けられている。

このうち、筆者が特に着目しているのが、1945年以降から約30年続いた福祉国家の「黄金時代」である。この時期の特徴は、市民権の共有という考えを基礎に、包括的で、普遍的な福祉国家の建設をめざして、初期改革が急速にはじめられた時期であり、その拡充された（福祉）制度の枠内で、給付額と給付範囲を迅速に拡大するために、財源のすみやかな増強が公約としてかけられた時期であり、混合経済と社会福祉制度の拡充を擁護するという政治的合意が、きわめて広範に浸透した時期であり、経済成長と完全雇用という公約がかけられた（そして、成功をおさめた）時期と特徴づけられる（239-241頁）。もっとも、筆者は、こうした「福祉国家の戦後における発展モデル」が、イギリスの特殊な事例をモデルにして、社会民主主義という特殊な立場から強引に、かつ楽観的に解釈することで形成されてきたものという批判を加えている。また、戦後の福祉国家体制への合意は実際には存在しなかったか、あるいは社会民主主義者が説明してきたよりも限定された範囲でしか存在しなかったとみる論者もいる。しかし、そうした合意の有無は置くとしても、少なくともこの時期、持続的な経済成長を背景に、各国で社会費の大幅な増大と福祉国家化の進展がみられたことは確かである⁷⁾。実際、ハリエクらは、この時期にすでに活発な出版、思想活動を行い、福祉国家に対する批判を展開していたが、そうした批判は、ごく一部の例外を除いて、大きな影響力をもつことなく、周辺的なものにとどまっていた。筆者も、さまざまなデータを用いて、こうした福祉国家の発展過程を検証している。

国際的にながくつづいてきた成長と発展パターンに中断が認められるようになるのは、1970年代初めか

ら半ばにかけての時期であり、この点については、福祉国家の歴史的な発展に言及するほとんどの論者の見解は一致している（266頁）。そして、この時期を境に、福祉国家の信頼性に疑問が投げかけられるようになるが、第5章「先進福祉国家における矛盾と危機」では、1970年代半ば以降の福祉国家のこうした苦境が福祉国家の危機と矛盾という観点から分析されている。

まず、多義的な「危機」と「矛盾」という概念が確定され、社会民主主義的な福祉国家への信頼を失わせたのは、戦後の持続的な経済成長の終焉が大きいこと、福祉国家の研究領域でも、混合経済、もしくは福祉資本主義に内在する矛盾を福祉国家の真の原因として強調する研究が盛んとなったことなどの指摘がなされている。そして、福祉国家による社会・経済政策面での国家介入は、一連の社会的矛盾や危機の進行を、くいとめることはできないまでも、それらを封じ込め、抑制することができたという「危機封じ込め理論」を中心に「福祉国家の危機」をめぐる議論に検討が加えられている。さらに、ニュー・ライトやネオ・マルクス主義者の両方が仮定していた福祉国家が資本主義経済の成長をにぶらせるという仮定は、個々の経済主体のレベルでも、一国全体の経済のレベルでも理論的に限界があること、公共支出が民間投資をにぶらせるといった主張や社会福祉給付が現実には労働意欲を低下させるという主張が根拠の薄いものであることなどが実証されている。最終的には、筆者は、自由民主主義が不安定だとか、数多くの社会支出の項目が削減されたとか、主要な福祉プロジェクトに対する民衆の支持が低下したといった主張は、ほとんど立証されなかったとし、現在残っているのは「福祉国家の思想的危機」（329頁）であると結論づけている。

V. 第6章「福祉国家は曲がり角にきたか？」は、「福祉国家を越える」ような変革を期待する論者の主張に対して、これまでの諸章で考察した証拠に照らし、一定の評価をくだすことに向けられている。結論から言えば、筆者は、これまでの考察から、いかなる先進工業社会においても福祉国家が「消滅する」という可能性は現実には起こりそうもないこと、起こる可能性が高いのは、福祉国家の将来に向けての再構築であり、福祉国家体制のあるひとつの型から別の型への転換だとしている。そして、特に R. ティトマスの社会

政策モデルと、エスピング-アンデルセンの福祉国家レジーム論を中心に、福祉国家の類型論が検討されている。一方で、筆者は、先の環境保護派の主張に一定の理解を示しつつ、今後の真の課題は、経済成長の持続可能性という要請と矛盾せず人類一般の福祉を保障するような政治的しくみを発見し、実現していくことだとも提言している。

こうした課題設定を行った上で、社会民主主義的な福祉国家を取り巻く難局に対する対応策、代替案について検討が行われている。筆者によれば、これらの代替案には①市民権の原理を拡張したり、市民社会を再生、活発化することによって、国家権力を抑制しようとするもの、②なんらかの形で投資活動の社会化を行おうとするものの2つがある(363-364頁)。まず、市民権の原理の拡張を主張する議論は、個人の自律性を根拠にした市民権理念を再構築することで、権力を国家から権利行使の主体である個人へ再分配しようとする試みといってよい(A.ウィール、キングとウォルドロンら)⁸⁾。しかし、この議論は、問題の多いマッシュタルの市民権理論に依拠しすぎており、市民権の拡大に伴う国家権力の増大という側面への考察が不十分であるなどの難点があるとされる。また、市民社会の再生を主張する議論は、介入主義的な国家のもつ過剰な権力に対抗するため、市民社会を活性化することを要求するもので、国家と市民社会との関係を再定義しようとする議論である(J.キーンら)。この主張に対しても、筆者は、市民社会の内部における経済的権力の不均衡や階級的、ジェンダー的、人種的な不平等の問題にどう取り組み、それらをどう克服していくのかという重要な問題を見逃しているなどの批判を加えている。さらに、これらの議論との関連で、福祉を多元的にとらえ、その上でボランティアな福祉供給の役割の強化を求める福祉ボランティアの議論についても、ボランティア・セクターが国家よりも良好なサービス供給者になるとはいえないこと、最も不利な立場にいる人の社会的ニーズが彼ら自身の自助努力で充足していけると考えるのは、きわめて非現実的であることなどのかなり痛烈な批判を展開している。第2に、投資の社会化という戦略がある。ここでは、特にエスピング-アンデルセンの労働者基金の構想が詳細に検討されているが、この戦略に対しても、筆者は、それが持続的な経済成長や労働社会を前提としている点で問題があるとしている。

終章では、これまでの福祉国家の国際比較的、歴史的な考察に基づいて、福祉における国家の役割が擁護されている。筆者は、国家による福祉配分のあり方は変化しているが、それが消滅していくような国はみあたらないし、また国民の福祉の状態について無関心な「最小国家」へと移行しつつあるような国もないとし、福祉国家の普遍性を強調している(402頁)。そして、こうした福祉国家の普遍性に対する反論、つまり、福祉国家の介入を最小限度にとどめるべきだという主張が批判的に検討されている。筆者によれば、この主張には、福祉を共同社会的な自主管理という、より地方分権的、非階層的、非官僚主義的な形態にもどすことにより、国家介入を避けようとする新しい社会運動の中でみられる提言と福祉の配分機能を市場にもどすことにより、国家介入を制限しようとする新保守主義の戦略の2つがある。筆者は、これらの提言に対して、財源を調達するための国家の強制力、あるいは国家が調達する財源に基づく福祉サービスの多くは、それらを他の機関が代替できるとは考えにくいこと、福祉機能の配分をいま以上に市場にもどすということは、結果としてもたらされる福祉の状況を現在の福祉国家体制のもとでの状況よりも、さらに不公正なものにするなどの反論を加えている。その上で、最後に、福祉国家のさまざまな問題の中心にあるのは、政治的活力の集団的喪失であるとし、それをJ.ハーバーマスの言葉を借りて、「脱政治化」と表現し、福祉国家を政治的に擁護していく必要性、福祉国家の「再政治化」の必要性を力説している。

VI. 以上、本書の構成に従って、その内容を紹介、要約してきたが、最後に、評者の立場から、本書の筆者の議論に一定の評価を加え、あわせて、本書から読み取れる日本における福祉国家、もしくは福祉国家論の課題を展望することとしたい。

IIIでもみたように、筆者は福祉国家に対するさまざまな立場からの批判を多面的に検討し、それぞれの問題点を指摘しているが、フェミニズム、反人種差別主義などの立場からの新しい潮流の福祉国家批判に対しては一定の共感を示しているように思われる。これに対して、ニュー・ライトの福祉国家批判に対しては、筆者は手厳しく批判を加え、その不適切さを論証している。筆者の議論と重なる面もあるが、評者自身の見解もまじえながら、ニュー・ライトの福祉国家批判の

問題点について要約しておこう。

筆者も指摘しているが、ニュー・ライトは、市場システムに大きな価値と信頼を置いている。したがって、その基本的戦略は、国家による福祉供給を市場システム内での商品的供給に置き換えることで、福祉国家を再編、もしくは解体していこうとする「再市場化」の戦略にあるといつてよい。こうした戦略は、具体的な政策場面では福祉領域への市場原理や競争原理の導入、福祉供給の民間委託や民営化 (privatization) といった形態をとって現れることになる。一方、市場システムのほかに、ニュー・ライトが国家福祉の代替として強調しているのが、家族やボランティアといったインフォーマルな供給主体である。ニュー・ライトは、福祉国家の理念こそが、家族の崩壊、健全なモラルや宗教心の衰退をもたらした元凶であると批判した上で、伝統的な家族や私的な慈善団体、ボランティアなどの活性化と強化、中間団体の復興を強調している。それは福祉の供給機能を国家や自治体といった公的な機関から、家族やボランティアなどの私的なものに転嫁しようとする福祉の「私事化」の戦略と呼ぶことができる⁹⁾。しかし、こうしたニュー・ライトの福祉国家批判には、次のような問題点がある。第1に、ニュー・ライトの福祉国家批判の議論の立て方は一面的で、十分な歴史的根拠に基づいているとはいえない。そこには誇張や過度の一般化がみられる。第2に、ニュー・ライトは、市場システムを抽象的に論じ、過度の期待を寄せているが、経済的な権力が市場にもたらす不平等 (例えば、独占や寡占状態の出現) を無視する傾向にある。第3に、民営化などの代替案は、現存の福祉供給よりも不平等な結果をもたらす可能性が強く、希少な資源の使用という観点からみても、必ずしも効率的とはいえない。第4に、ニュー・ライトは、自らが批判してきた介入主義的な国家を自由市場と社会秩序の維持という観点から再びもちだしており、論理的な整合性を欠いている。特に、アメリカで有力に主張されている依存文化打破のための貧困層の再教育や労働規律への順応を促進しようとする政策は、明らかに介入主義的であり、国家権力の増大と個人の私生活への介入強化につながることは確実といえる。第5に、ニュー・ライトの私事化の戦略の背後には、家族、特に、女性が今よりも重い福祉や介護の責任を自主的に担い、しかも担うことが可能だという暗黙の前提がある。しかし、この前提自体が、核

家族化と女性の社会進出の進展の中で、すでに崩壊している。にもかかわらず、私事化の戦略を推進する政策は、女性にとって抑圧的なものとならざるをえないだろう。第6に、アメリカやイギリスの現状をみる限り、ニュー・ライト的な福祉国家の再編は、貧困の増大、不平等や格差の拡大をもたらすことがますます明らかになっている。不平等や格差の拡大した社会では相互扶助や社会連帯の理念は定着しにくく、ある意味で、ニュー・ライト的な政策は、ニュー・ライトが強調している慈善団体やボランティアなどの存立基盤となる理念をほりくずす結果となっている。

これに対して、フェミニストや反人種差別主義者は、現存の福祉国家プログラムに厳しい批判を加えてはいるが、基本的には国家による福祉供給の擁護者であり、ニュー・ライトの主張するような福祉国家の削減や解体論には批判的である。特に、フェミニストは、ニュー・ライトの私事化の戦略には、当然のことながら真っ向から反対を唱えるだろう。フェミニストが介護や育児の社会化を主張する際に想定されているのは、福祉サービスの公的供給であり、公的な福祉供給の拡充を前提とした上で、脱官僚主義的な福祉サービスの提供と女性の福祉国家政策の決定過程への参加の促進が主張されている。

そして、近年、これらの批判を摂取しながら、福祉国家論の再構築を模索する試みが活発化している。Vでふれたように、筆者もそうした議論として、市民権の理念を再構築し、普遍的に拡大していこうとする議論と市民社会を活性化しようとする議論、投資の社会化の議論をとり上げている。しかし、実際の議論はこれだけにはとどまらない。ここでは、筆者が見落としている福祉国家の再構築にむけて近年有力となりつつある潮流を2つほど補足の形で紹介しておこう。1つは、集権的な国家福祉の限界を認識し、経済システムの多元性、労働者の協同と参加を強調する「市場社会主義 (market socialism)」の議論である。その代表的論者であるS. エストリンとJ. ルグランは、市場を社会主義や資本主義といった体制とは別の次元のシステムと捉え、「市場の失敗」は市場システムそのものではなく、資本主義に起因するとみる。その上で、市場システムを分権化された経済的意思決定を調整するもっとも効率的な方法であるとし、市場を社会主義の目的を達成するように利用すべきだとする¹⁰⁾。ここでは、福祉サービスの供給における労働者や当事者の参

加や消費者主権が強調されている。しかし、市場社会主義の議論にも、福祉サービスの利用におけるジェンダーや人種的要因、経済的社会的な不平等を十分に考慮にいていないという批判が加えられている。2つめは、ドイツの法社会学者 G. トイブナーを代表的論者とする福祉国家における法化論である。これは、福祉国家における法的規制の問題と限界を指摘し、法の手続化や福祉クライアントの手続的権利の確立という形で、国家の福祉機能を残しながらも、福祉国家における介入構造を直接的なものから間接的なものに、より抑圧的でないものに変えていこうとする議論である¹⁾。法化論は近年の福祉国家研究の重要な潮流となっており、取り上げられるべき重要な論点ではなかったかと思われる。この議論への考察が欠けているのは、本書の重大な片手落ちといえる。いずれにせよ、これらの議論は、政治的、経済的権力の分権化、脱官僚主義化と福祉クライアントを含めた参加の拡大を通じて、福祉国家の抑圧的な性格を払拭し、国家福祉の問題点を解決しようとするものと要約できる。それらは、いくつかの課題を抱えてはいるが、フェミニズムや反人種差別主義、環境保護主義の立場からの福祉国家再編のための戦略とも重なる点が多い。福祉国家論の再構築の方向は、分権化と参加の拡大という方向に収斂してきているように思われる。

筆者も述べているように、将来的に福祉国家が解体するという可能性は、いかなる先進工業社会においても現実には起こりそうもない。問題は、ニュー・ライトの福祉国家批判に対して、新しい福祉国家の将来像を明確に提示しえないまま、退潮を余儀なくされた社会民主主義の側にあったといえる。つまり、福祉国家の積極面、もしくは国家による福祉供給の積極面を十分に擁護できなかった哲学や思想の貧困こそが問題なのであり、今後の福祉国家論の課題は、まさに、そうした福祉国家擁護の哲学や思想の確立、それをもとにした政治勢力の再結集にあるといえる。ただ、本書はあくまでも福祉国家研究の論点羅列と課題の提示に徹しており、福祉国家論の再構築に向けての具体的な提言はなされていない。どのような種類の福祉国家体制が望ましく、どのような型の福祉国家をめざすべきなのか、さらに、そうした新しい福祉国家の再編に向けての合意形成は、具体的にどのような政治勢力を結集して、どのような形で可能なのかについては本書では明らかにされていない。これらの問題は今

後のわれわれの研究課題といえよう。

一方で、筆者は、日本語版への序文で、福祉国家をめぐる諸問題が複雑性に満ち、その解決策が求められている時代だからこそ、「他国の経験から多くのことを学ぶようにつとめなければならない」(2頁)と強調している。現在、日本では、高齢化・少子化の進展が社会保障財政の悪化とストレートに結び付けられ、社会保障の構造改革の名のもと、社会保障への公費支出の削減と国民への限り無い負担増がなし崩的に推進されている。国際的には、ニュー・ライト的な政策の限界が明らかとなり、イギリスでも18年ぶりに労働党政権が誕生した。そうした国際的流れの中であって、日本だけが、ニュー・ライト的な福祉国家再編の方向を維持し、強化しようとしているように思われる。ある意味で、日本では福祉国家体制に対する合意自体が形成されておらず、1960年代の例外的な経済成長の中で理念のないまま福祉国家化が進展してきたといえる。こうした理念なき福祉国家は、経済成長の停滞の中で、容易にその脆弱さを露呈してきた。同時に、先に述べたようなマクロな福祉理論や福祉国家論の未確立が、日本の福祉国家政策の公費削減と利用者負担の増大を許してきたひとつの大きな原因とも考えられる。本書にはこれまでの福祉国家研究の重要な論点は、ほぼ羅列されている。こうした議論を摂取しながら、日本のマクロな福祉国家論がどこまで展開していけるのか。本書が投げかけている課題にどれだけ答えていけるのか。われわれに託された研究課題は大きい。

注

- 1) この点については、拙著『福祉国家と市民権—法社会学的アプローチ—』(法政大学出版局、1996年)序章参照。
- 2) フェミニズム、反人種差別主義、環境保護主義の立場からの福祉国家批判を整理したものとして、拙稿「福祉国家と社会理論—福祉国家の社会学の構築に向けて—」『講座社会学 11・福祉』(東京大学出版会、1998年)参照。
- 3) マーシャルの市民権理論については、拙稿「トーマス・マーシャル—市民権の理論とハイフン連結社会論—」社会保障研究所編『社会保障論の新潮流』(有斐閣、1995年)参照。
- 4) ニュー・ライトの福祉国家批判については、拙稿「福祉国家とニューライト」『大原社会問題研究所雑誌』(第435号、1995年2月号)参照。
- 5) フェミニストの福祉国家批判については、拙

- 稿「福祉国家とフェミニズム」『大原社会問題研究所雑誌』(第440号, 1995年7月号)参照。
- 6) 反人種差別主義者(アンチ・レイシスト)の福祉国家批判については, 拙稿「福祉国家とアンチ・レイシズム」『社会労働研究』(第44巻第2号, 1997年)参照。
- 7) N. バリーは, 少なくとも, 1940年代後半から1960年代半ばに至るまで, 福祉国家体制に対して, 西欧では「社会民主主義的コンセンサス」とも呼ぶうる理念的合意が存在し, それは保守主義の本流によっても受容されていたとしている。Barry, N., *The New Right*, Croom Helm, 1987, p. 1.
- 8) 市民権理論の再構築を試みる議論を整理したものとして, 前掲『福祉国家と市民権』第6章参照。
- 9) 「再市場化」と「私事化」の戦略については, 拙稿「福祉国家と市場経済—再市場化と国家福祉の諸問題—」『季刊社会保障研究』(第30巻第2号, 1994年)参照。
- 10) Estrin, S. and Le Grand, J. (eds.), *Market Socialism*, Clarendon Press, 1989. 参照。
- 11) 福祉国家における法化の議論に関しては, 前掲『福祉国家と市民権』第3章参照。
(いとう・しゅうへい 法政大学助教授)